

発議案第 3 1 号

東葉高速鉄道の経営安定化に向けた支援に関わる意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和元年 1 2 月 1 1 日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者	八千代市議会議員	高 山 敏 朗
賛成者	八千代市議会議員	河 野 慎 一
	同	山 口 勇
	同	三 田 登

提案理由

国に対し、東葉高速鉄道の経営安定化に向けた支援を求める。

これが、本案を提出する理由である。

東葉高速鉄道の経営安定化に向けた支援に関わる意見書

平成8年度に開業した東葉高速鉄道は、東京メトロ東西線と接続した都心までの幹線鉄道として、また、まちづくりや観光に欠かせない路線として、現在は1日約15万7,000人が利用する首都機能の一翼を担う重要な鉄道となっている。

しかしながら、本鉄道は日本鉄道建設公団（現鉄道建設・運輸施設整備支援機構。以下「機構」という。）が建設し、施設完成後に事業者に譲渡するという民鉄線建設方式（いわゆるP線方式）により建設されたことなどにより、約3,000億円という多額の長期有利子負債を抱えて開業したことから、ほかの路線よりも割高な運賃設定により利用者負担が増大しているにもかかわらず、長期債務の元利償還が経営を大きく圧迫している。

本鉄道の経営安定化に向けては、これまで、平成9年度から平成18年度までの第一次支援、平成19年度から平成28年度までの第二次支援として、自治体及び東京地下鉄株式会社による増資や国及び自治体による利子補給、機構による償還猶予等の支援を実施してきたところである。

地元自治体としては、これまで、出資と利子補給を合わせて496億円の財政支出を行ってきたほか、沿線開発等による利用者増の取組や経費節減等の経営改善のための取組等、たゆまざる努力をしてきた。

沿線開発について、八千代市においては八千代緑が丘駅を中核として商業機能等を集約し、賑わいのあるまちづくりが進められ、船橋市においては、飯山満駅周辺のまちづくりに加え、海老川上流地区のまちづくりの中で、令和8年度には請願駅として新駅の設置が予定されている。

このように、地元自治体としても、今後の開発の余地が限られる状況になるまで、沿線開発に最大限の注力を行ってきたところであり、平成30年度には、沿線人口は開業時の28万1,000人から35万6,000人にまで増加し、1日平均乗車人員も7万1,000人から15万7,000人へと倍増している。

これらの結果、本鉄道は、平成22年度から9期連続の黒字を計上するまでになり、有利子負債も着実に減少させてきたが、依然として約2,547億円

の長期債務を抱え、毎年度の元本償還と金利負担が経営に重くのしかかっている。

現在は、近年まれにみる低金利により経営危機を免れているが、東葉高速自立支援委員会において、今後の金利動向によっては早期に資金ショートするおそれがあるという状況を確認したところである。

このような状況に陥ったのは、本鉄道が帝都高速度交通営団（現東京地下鉄株式会社）による地下鉄東西線の延伸路線として計画されたにもかかわらず、様々な経緯により、営団による整備ではなく、多くの地元負担により第三セクター鉄道を設立し、有償資金を大半とするP線方式による整備を行わざるを得なかったことが大きく影響していることは否めない。

沿線住民からは、このような建設経緯に疑問を持つ声がいまだにあることに加え、いわゆる宅鉄法という法整備と建設のための無償資金制度まで手当てされたつくばエクスプレスの整備との対応の差異を問う声も多く挙がっている。

これまでの自治体等による経営支援と経営改善努力により、経営状況は改善しつつあるが、今後想定される長期債務の元本償還や金利の変動による利払い負担の増大を考慮すると、依然として資金不足への対応は必要であると考えられる。

本年1月18日に開催した東葉高速自立支援委員会でも、有利子負債の削減のため、一層の努力を続けていくという方針の下、繰上償還の実施と支援の在り方についての協議の継続を確認したところだが、本鉄道建設の経緯や、これまでの自治体による支援、近年の経営状況の改善にもかかわらず運賃値下げが実現できないことなどの状況を踏まえると、自治体のみによる更なる支援については、県民・市民の理解を得ることが非常に難しくなっている状況であることは御理解いただけるものと考えている。

本年1月に、地元自治体である千葉県、船橋市、八千代市の連名にて、「東葉高速鉄道の経営安定化に向けた支援に係る要望について」という要望書が提出されたところであるが、市民の代表たる本市議会としても下記事項の支援実施について検討をするよう強く要望する。

記

- 1 東葉高速自立支援委員会等における支援の在り方の協議に対するより積極的な参画等、関係者が一体となった支援策の検討に一層関与すること。

2 利払い負担に対する補助をはじめとして、長期有利子債務の元利償還金の負担に対する抜本的な支援について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

国土交通大臣様